

議案第 13 号資料 美里町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第 1 条～第 3 条 略 (職員の員数) 第 4 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人 (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）<u>第 140 条の 6 8 第 1 号</u>に規定する主任介護支援専門員研修を<u>修了した者</u>をいう。）その他これに準ずる者 1 人 2 略 附 則 略	第 1 条～第 3 条 略 (職員の員数) 第 4 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人 (3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者</u>にあつては、<u>修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>）をいう。）その他これに準ずる者 1 人 2 略 附 則 略	字句加える 字句改める 字句改める